令 和 9 年 度
刈谷市放課後児童クラブ入会案内

1　放課後児童クラブとは

保護者等が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、学校終了後や学校休業日に生活の場を提供し、その健全育成を図ることを目的とした事業です。

2　活動内容

自由な遊び活動、自主学習、集団活動、基本的な生活習慣の支援。

・学校や塾とは違うので、学習指導など特別な指導はしていません。

・おやつの時間もあります。おやつは、保護者等に用意をお願いしています。

3　対象児童（入会基準）

・市内の小学校に就学し、保護者等※１が次に掲げるいずれかの理由により継続的に児童を育成できない児童

※１保護者等に含むもの

同一の住所にお住まいの方（住民票に記載のない場合も含む）

・祖父母（７０歳未満）

・父母と事実上婚姻関係と同様の事情にある者

理由	条件
就労	(1) 保護者等※１が次の①及び②に当てはまる ①月曜日から土曜日までのうち週３日以上(月１２日以上)勤務している。 ②就労時間 [日勤]勤務終了時間が午後３時３０分以降（１、２年生は午後３時以降、学校長期休業期間のみの利用は午後１時以降）であり、学校終了後に家庭にいない。※２※３ [夜勤]勤務終了時間にかかわらず、1勤務あたりの就労時間が7時間３０分以上である。 ※２日常的に時間外勤務があり、就労証明書にその内容（標準的な時間外勤務時間等）が明記されている場合は、入会基準に必要な勤務終了時間として考慮します。 ※３シフト制で勤務されている方は、勤務実態が分かる書類（直近２か月分）と就労証明書の両方提出が必要です。
就労以外	(1) 疾病や負傷により、入院をしている (2) 就学している (3) 疾病、負傷又は障害を有していることで、児童をみることができない (4) 妊娠中または出産後間がない （出産予定日の 8 週間前の月の 1 日から出産日の 8 週間後の月の末日までの期間） (5) 二親等以内の親族を介護・看護している ※必要な書類は、別紙「入会申請必要書類等」のとおり

※次に該当する場合は入会基準を満たしていても、入会ができないことがあります。

・集団での生活において他の児童の活動に対し、支障を及ぼす可能性があるとき

・アレルギー等の特性により、クラブの活動において児童の安全確保が困難なとき

４　放課後児童クラブ一覧

各小学校敷地内にクラブを開所しています。

学校長期休業期間中のみの利用については、学区外の放課後児童クラブへの申請が可能です。

クラブ名	電　　話
富士松北 児童クラブ	３６－１０１０
平成 児童クラブ	２５－１１２８
小高原 児童クラブ	２５－０１０５
衣浦 児童クラブ	２１－８１００
朝日 児童クラブ	２４－２８８３

クラブ名	電　　話
富士松東 児童クラブ	３６－８１１８
かりがね 児童クラブ	２４－３３６６
住吉 児童クラブ	２５－３３２５
東刈谷 児童クラブ	２５－００１８
小垣江 児童クラブ	２３－３０５０

クラブ名	電　　話
富士松南 児童クラブ	３６－２４４１
日高 児童クラブ	２４－３３４４
亀城 児童クラブ	２１－５３０１
双葉 児童クラブ	２１－９５５８
小垣江東 児童クラブ	２４－３３３９

５　開所日・開所時間等

開所日	平日 （学校がある日）	下校時～午後７時
	土曜日・祝日	午前７時３０分～午後７時【拠点開所のみ】
	○夏休み・冬休み・春休み ○学校休業日 （振替休日等）	午前７時３０分～午後７時
休日	日曜日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）	

※開所日でも児童の利用（予定）がない日及び時間帯は、開所しません。

６　土曜日及び祝日の開所について

土曜日及び祝日につきましては、各中学校区に１か所、計６つの拠点クラブにおいて開所しております。

土曜日及び祝日の拠点開所クラブ

中学校区	開所施設（クラブ）
富士松	富士松東児童クラブ
雁が音	かりがね児童クラブ
刈谷東	小高原児童クラブ
刈谷南	住吉児童クラブ
依佐美	小垣江児童クラブ
朝　日	朝日児童クラブ

【拠点クラブの利用】

(1) 保護者等が、土曜・祝日に労働等により家庭にいない方がご利用いただけます。

(2) **すべての保護者等が土曜・祝日に勤務している必要**があります。（土曜・祝日に勤務していることが分かる就労証明書が必要です。）

(3) 基本的には、**お住まいの中学校区に対応した拠点クラブを利用**していただきますが､保護者の就労等の都合で他の中学校区の拠点施設を利用することもできます。

(4) 一度、利用登録したクラブについては、当該年度中は、原則、変更できません。

【利用登録の方法】

○児童クラブ入会申請の際に一緒に登録する場合

・電子申請：入会申請フォームの中で利用登録が可能です。

・紙申請　：入会申請書とは別に、「拠点利用申請書」の提出が必要です。

○既に児童クラブに入会している方が拠点を追加申請する場合

・電子申請、紙申請いずれの場合も　「拠点利用申請」の申請が必要です。

※勤務形態の変更による申請の場合は、就労証明が必要です。

【開所に係る特記事項】

(1) 土曜日に授業参観等の学校行事が行われる場合は、平日と同様、在籍する小学校の放課後児童クラブをご利用ください。

(2) 利用者が少ないことが見込まれるゴールデンウィークやお盆期間では一部のクラブを開所しない場合があります。

７　利用者負担金

(1) 利用日数にかかわらず児童１人につき月額５，０００円です。

・当月の利用がなくても、あらかじめ退会届が提出されていなければ、利用者負担金はかかります。

・入退会で、その月の入会期間が１５日以下となる場合は、半額となります。

・生活保護受給世帯及び市町村民税非課税世帯は、免除制度があります。(要申請)

(2) 利用者負担金は、毎月末日に指定された金融機関の口座から引き落とします。

８　スポーツ安全保険の加入について

クラブ活動中のケガや事故に備え「スポーツ安全保険」に加入していただきます。利用者負担金とは別に、加入料として入会時に年間８００円をご負担いただきます。

９　利用する際の注意事項

(1) 就労を理由に入会した場合は、**保護者等の勤務時間等に応じた利用**をお願いします。

・保護者等が仕事を休む日、勤務先が休みの日は利用できません。

・学校休業日の入室時間は、保護者の勤務時間に合わせた送迎をお願いします。

・勤務終了時間が早い日は、その時間に合わせた送迎をお願いします。

(2) 児童の迎え（学校休業日は、送迎）は、クラブの開所時間内に行ってください。

・中学生以下の方による送迎は、認められません。

・**開所時間前に児童を残していく行為は、危険**ですのでおやめください。

・**午後７時までに退室できるよう、お迎え**をお願いします。

(3) **必要な連絡は必ずしてください**。特に無断欠席はしないようにお願いします。

(4) 児童がケガをした場合や体調不良の訴えがあった場合には、優先順位に従って電話しますので、速やかに迎えに来てください。

(5) 学校給食のない日の利用は、利用時間に応じて弁当等を持参させてください。

１０　入会決定の取り消し

上記注意事項を守らない場合や次の事項に該当する場合は、退会していただくことがあります。

・入会申請書、就労証明書等の申請書類の記載内容が事実と異なるとき

・集団での生活においてクラブの運営または他の児童の活動に対し支障があるとき

・利用者負担金を正当な理由なく３か月以上にわたり滞納されたとき

申請方法

右の申請フォームから入会申請してください。

申請フォーム
（電子申請）

令和９年度　新年度申請期間
令和８年１０月２６日（月）～１１月１３日（金）
※申請期間を過ぎての提出は受理できません。

◎やむを得ない事情等により、電子申請ができない場合はホームページからダウンロードもしくは各クラブ・市役所に申請書類を取りに来てください。
◎申請にあたっては、**別紙の「入会申請必要書類等」を確認のうえ、事前に書類等を準備**してください。必要な書類が全て揃っていないと申請できません。
◎就労証明は発行に時間がかかる場合があります。早めに職場へ確認をお願いします。
◎申請書類により保護者等の就労状況等について入会審査を行い、学年及び家庭状況による優先順位が高い順に入会を決定します。**定員を超える申請があった場合等は、入会できないことがあります。**
◎申請書等に虚偽の内容があった場合は、入会の決定を取り消すことがあります。
◎利用者負担金の未納がある方は入会決定できません。
◎新規入会の場合は、面談を行います。（継続入会でも面談を行う場合があります。）

【新年度入会の提出書類の注意事項】
・令和９年４月１日時点の年齢や学年を記入してください。
・証明書等は、令和８年１０月１日以降に発行されたものが有効になります。
・令和９年４月から勤務形態を変更予定の方は、令和９年４月からの勤務形態を記入したうえで申請をお願いします。
・求職中の申請はできません。

電子申請について

【その他電子申請できるもの】

右の申請フォームから申請してください。

・**通年利用途中入会**（年度の途中から入会する時）
・**退会届**（児童クラブをやめる時）
・**拠点利用申請**（勤務の変更等により、土曜・祝日利用が必要になった時）
・**変更届**（勤務状況や連絡先等の変更があった時）
・**取下・辞退届**（入会申請の取下をしたい時、入会決定後に辞退したい時）
・**介護・看護申立書**（親族を常時介護・看護している時）

申請期限について

申請期限についてはこちらのリンクよりご確認ください。
申請期間を過ぎての提出は受理できません。



【お問合せ先】　子育て推進課（電話６２－１０６１）または 各放課後児童クラブ

入会申請必要書類等

就労証明書、介護・看護申立書、放課後児童クラブ利用者負担金免除申請書については、ホームページよりダウンロードまたは各児童クラブ・市役所に書類を取りに来てください。

ダウンロードはこちらから

●事前に準備する書類①

・入会理由を証明する書類（１）～（４）のいずれか

※保護者に該当する方全員分が必要です。

（1）就労の場合	（2）就学の場合	（3）疾病・障害／介護・看護の場合	（4）妊娠・出産の場合
・就労証明書 ・直近２か月分のシフト表等、勤務実態が分かる書類 （変則就労かつ週５日未満の場合のみ）	・在学証明書 ・時間割表	・診断書等 （「自宅で児童をみることができない」または「常時介護・看護が必要」の記載があるもの） ・介護・看護申立書	・母子手帳（氏名および出産予定日がわかる面の画像データ）

注意

証明書等は利用開始日から６か月以内に発行されたものに限ります。
証明期間が過ぎた場合は、変更届にて新しい証明書を提出してください。

【電子で入会申請】
申請フォームに回答欄があるため、不要
【紙で入会申請】
提出が必要

●事前に準備する書類②

初めてクラブを利用する方は、市内金融機関にて利用者負担金の口座振替の登録が必要になります。

（1）初めてクラブを利用する場合	（2）クラブを利用したことがある場合
・金融機関受付済の口座振替依頼書（依頼者用）のコピー ※「口座振替依頼書」は市役所および各クラブで配付しています。（市内金融機関でも入手できます。）	・登録済の口座振替依頼書のコピー または ・通帳の見開きコピー

●該当する世帯のみ③（紙での申請）

・放課後児童クラブ利用者負担金免除申請書

生活保護受給世帯や市町村民税非課税世帯で利用者負担金免除を希望される方

●住吉児童クラブ・衣浦児童クラブご利用の方のみ④（紙での申請）

小学校周辺の道路は児童の安全を守るために、下記の時間帯に自動車の通行が規制されています。規制時間帯に、自動車を使って送迎される方は、通行許可の申請が必要になります。

・住吉児童クラブ：平日午前７時から午前９時

・衣浦児童クラブ：平日午前７時から午前９時、午後３時から午後５時

詳細につきましては、右のリンクからご確認ください。

※有効期限の失効に伴い、毎年更新が必要です。